

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

|            |   |
|------------|---|
| 担 当 課      | 防災危機管理局   |
| 委託業務番号     | 令和4年度 長防委第18号   |
| 委託業務名称     | 木之本地区屋外拡声子局バッテリー交換業務委託  |
| 委託業務場所     | 長浜市内  |
| 業務の概要      | 同報系防災行政無線のうち、木之本地区の屋外拡声子局について、バッテリーの劣化が進んでいることから、屋外拡声子局の設備健全性を確保するためにバッテリーの交換作業を行う。   |
| 履行期間       | 令和4年12月2日 から 令和5年3月24日  |
| 契約年月日      | 令和4年12月1日   |
| 契約額(税込)    | 2,956,800円  |
| 契約の相手方     | [所在地又は住所] 長浜市宮司町76番地7<br>[商号又は名称] 朝日電気工業株式会社 滋賀営業所  |
| 契約相手方の選定理由 | 屋外拡声子局のバッテリー交換にあたっては、既設の同報系防災行政無線設備の仕様について熟知し、現在の運用状況を正確に把握している必要がある。<br>また、これに加えバッテリー交換が適切に行われたのかを確認するためには、市役所本庁にある同報系防災行政無線の親卓を操作する必要がある。この親卓は操作を誤ると市内全域に誤った放送がされてしまうことになるため、操作をする者は親卓設備への十分な理解が必要となる。<br>このことから、本業務は同報系防災行政無線設備を整備し、保守点検業務を請け負っている「朝日電気工業株式会社 滋賀営業所」との随意契約を締結する。   |
| 根拠規定       | <p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |